

居宅介護支援事業所が市から指定を受けて介護予防支援を行う場合の留意事項

長岡京市高齢介護課

1. 指定の要件

- ・ 管理者が主任介護支援専門員であること。(経過措置は適用されません。)
- ・ 管理者は、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、他事業所の職務との兼務が可能です。
- ・ 指定介護予防支援事業者ごとに 1 人以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を確保すること。
- ・ 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えつけないこと。(ただし、他の事業所等と同一敷地内にある場合であって、指定介護予防支援事業所及び当該他の事業所等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所等の設備及び備品等を使用することができます。)
- ・ 履歴事項全部証明書の目的欄に介護予防支援事業の記載があること。

2. 居宅介護支援事業所が指定介護予防支援を行う際の注意点

- ・ 要支援者のプランには、介護予防サービスを含んだ「介護予防支援」と総合事業サービスのみの「介護予防ケアマネジメント」がありますが、指定介護予防支援事業所として行うことができる業務は「介護予防支援」に限定されています。「介護予防ケアマネジメント」は今までどおり地域包括支援センターから委託を受ける必要があります。
- ・ 長岡京市の指定を受けた介護予防支援事業者が担当できる要支援者は、長岡京市の被保険者のみです。
- ・ 指定介護予防支援の指定を受けた場合であっても、今までどおり地域包括支援センターから委託を受け、「介護予防支援」を実施することもできます。
- ・ 指定介護予防支援事業所として、要支援者の受け入れを行うに当たっては、あらかじめ、利用者から同意を得たうえで地域包括支援センターとの連携を図り、情報共有を行ってください。
- ・ 「介護予防支援」から総合事業の「介護予防ケアマネジメント」に移行する時は、利用者の負担軽減及び円滑なサービス提供の観点から、地域包括支援センターから「介護予防ケアマネジメント」の委託を受託するよう努めてください。そのため、あらかじめ地域包括支援センターと「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)委託契約」を締結しておくことを推奨します。
- ・ 指定介護予防支援事業所として、利用者と「介護予防支援」の契約を行う場合は、高齢介護課に「介護予防サービス計画作成・介護予防支援ケアマネジメント依頼(変更)届出書」を提出する必要があります。また、途中で地域包括支援センターからの委託に変わる場合も、地域包括支援センターから同届出書の再提出が必要となります。
- ・ 介護予防サービス計画の質の担保を図るための取り組みとして、介護予防ケアマネジメントに関する研修や地域包括支援センター等が開催する事例検討会・会議等への参加に努めてください。